

職員の号給を決定する基準に関する規則

平成27年 3月30日規則第40号

(目的)

第1条 職員の給与に関する条例(平成27年条例第29号。以下「条例」という。)

第30条第1項に規定する職員の号給の決定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(号給の決定)

第2条 条例第30条第1項に規定する職員の号給の決定の基準となるべき標準

的な職務の内容は、別表に定める号給別標準職務表に定めるとおりとする。

(施行の細目)

第3条 この規則の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

別表

号給別標準職務表

行政職給料表

職務の級	号給	標準的な職務
8級	1号給	事務局長の職務
7級	1号給	部長の職務